

「はぴ☆こん」～誰もが幸せになるコンサート～出演者選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、「はぴ☆こん」～誰もが幸せになるコンサート～（以下「コンサート」という。）の出演者を選考するため、「はぴ☆こん」～誰もが幸せになるコンサート～実施要綱第4条に基づき、「はぴ☆こん」～誰もが幸せになるコンサート～出演者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コンサートの出演者の選考に関する事
- (2) その他コンサートの出演者に関する事

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次の者をもって充てるものとする。

- (1) 幸区役所副区長
- (2) まちづくり推進部地域振興課長
- (3) まちづくり推進部生涯学習支援課長
- (4) 地域みまもり支援センター高齢・障害課長
- (5) その他特に区長が認めた者

2 委員長は、幸区役所副区長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ区長の指名する選考委員がその職務を代理する。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により選考委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(委員会の招集)

第5条 選考委員会は、委員長が招集する。

(選考方法)

第6条 選考委員会は、出演候補者が提出した申込書類、音源データ及び専門家の意見等に基づき、出演者を選考する。

(報告)

第7条 選考委員会は、前条の選考結果について、幸区長に速やかに報告するものとする。

(出演者の決定)

第8条 幸区長は、前項の報告を基に、コンサートの出演者を決定する。

(事務局)

第9条 選考委員会の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 さいわい街かどコンサート出演者選考委員会設置要綱(28川幸地第116号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。